

発議第2号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「商工労働観光部」を「商工労働部及び観光文化スポーツ部」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の山形県議会委員会条例第2条第1項第5号に規定する商工労働観光委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の山形県議会委員会条例第2条第1項第5号に規定する商工労働観光委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成29年3月16日

山形県議会議長 野 川 政 文 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 森 谷 仙一郎

（提案理由）

山形県部設置条例の一部改正に伴い、山形県議会委員会条例の一部を改正する必要があるため提案するものである。